

補強工事

対象となる住宅

過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅の補強工事を行っていないこと。

対象となる住宅の耐震補強計画に基づき、全ての補強工事を年度内に行うものとし部分的な補強は対象とならない。

また、次の①から④の全てに該当すること。

- ① 現に居住している又は居住が見込まれる住宅
- ② [12ページ](#)に記載の、耐震補強計画（平成30年4月1日以降に耐震補強計画を行ったものに限る。ただし、国、地方公共団体等による補助金等の交付を受け耐震補強計画を行っていないものについては、この限りではない。）の基準に適合する耐震補強計画に基づき実施する補強工事により、総合評点1.0以上となる住宅
- ③ 建築士事務所に所属する建築士で三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者が、耐震補強計画に基づき工事が完成し耐震性を確認した住宅
- ④ 4月1日以降に鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付の申込みを行い、翌年2月15日までに事業完了報告ができる住宅
（同一年度内であること）

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅の補強工事をしていません
- 一棟（構造上同一棟）全ての補強工事を行います
- 「対象となる住宅」の、①から④の全てに該当します
- 工事請負契約及び工事着手はしていません

補強工事

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【補強工事は1敷地につき1回限りです】

住宅の所有者等が「[鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付申請書](#)」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 耐震診断結果報告書及び耐震診断判定書（木造住宅耐震判定書）の写し
- ・ 耐震補強計画結果報告書及び耐震補強計画判定書の写し
- ・ 補強工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類
（工事の内訳明細がわかるものとしてください）

なお、補強工事の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

補助金交付の決定

交付決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付決定通知書」を送付します。

【交付の決定までに2、3週間要します】

また、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

補強工事の契約及び着手時期

工事請負契約及び工事着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手をした場合は、補助金の交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問合わせください。

補強工事が完了したら

補強工事完了後、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業完了報告書**」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ 補強工事請負契約書の写し
- ・ 補強工事費の請求書又は領収書の写し
- ・ 耐震補強箇所ごとの工事施工中及び工事完了後の写真等

補助金交付の確定

交付額確定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付請求書**」により請求してください。

【補助金の振込には、1か月程度要します】

参考 補強工事補助金の額

耐震補強工事に要する経費（円）（事務費等は対象外）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 1,575,000	左欄同額（※1）	千円未満
1,575,001 ～	1,575,000	1,575,000 を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。